

在学生のみなさまへ（大学, 短大, 高等専門学校, 専門学校）

2020年4月からスタートする高等教育への修学支援新制度では、
給付型奨学金と併せて **授業料・入学金減免(※)** が受けられます。

**給付型奨学金の申請をする人は、在学している学校に授業料等の減免を申請して下さい。
(申請の締切日や手続きは学校に確認してください)**

既に在学している人が過去に支払った入学金は減免の対象にはなりません。申込み年度に編入学等をし、その際に入学金が発生した場合には減免の対象となります。

授業料等減免の申請は在学している学校へ行くことが必要です。

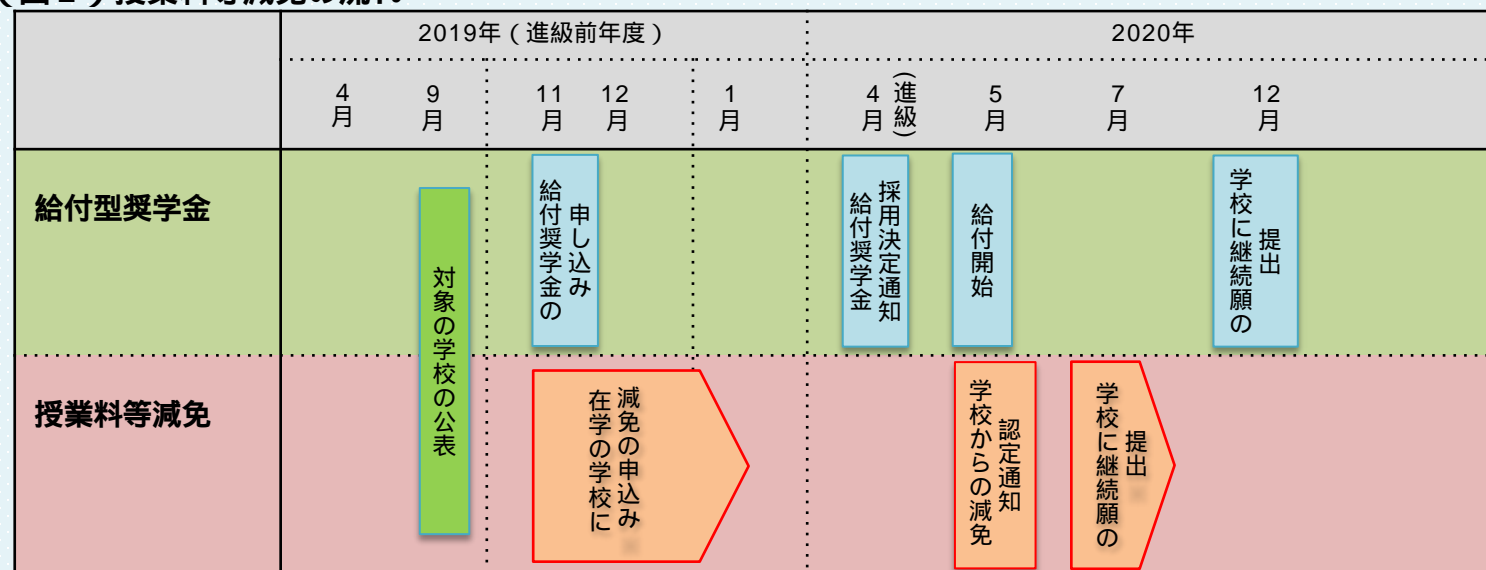
(図1) 授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯の学生)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

学業成績や経済状況の要件は給付型奨学金と同じです。

- ← 国又は自治体による要件確認を受けた学校(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)の学生で、
住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生は、
左記(図1)の上限額までの授業料と入学金の減免を受けられます。
住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、住民税非課税世帯の学生の減免額の「3分の2」又は「3分の1」の額の支援を受けられます。

(図2) 授業料等減免の流れ



各学校の定める時期となります

詳しくは、
文部科学省「高等教育の修学支援新制度」のウェブサイトをご覧ください。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN